

## 福岡空港運営検討協議会 設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、「福岡空港運営検討協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、福岡空港の運営に係る民間委託について、地域の振興・発展の観点から、地元としての意見(案)をとりまとめることを目的として設置する。

(所掌)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議し、福岡県知事・福岡市長に報告する。

- (1) 福岡空港の民間委託についての地元意見(案)のとりまとめに関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別紙の会長及び委員(以下「委員等」という。)で構成する。

2 会長は、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員等の任期は、協議会が解散するまでとする。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置く。

2 会長は、必要に応じて、オブザーバーとして国土交通省職員の出席を求めることができる。

(運営)

第7条 協議会は、会長が招集しその進行にあたる。

2 会長がやむを得ず会議に出席できない場合は、会長が指名した委員が会長代理として会議の進行にあたる。

3 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外のものの出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 協議会は、公開を原則とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を福岡県企画・地域振興部空港対策局空港計画課及び福岡市経済観光文化局空港対策部空港整備推進担当の内に置く。

2 事務局長は、福岡県企画・地域振興部理事兼空港対策局長の職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、福岡県企画・地域振興部空港対策局空港計画課及び福岡市経済観光文化局空港対策部空港整備推進担当の職員をもって充てる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、福岡県および福岡市の負担による。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月21日から施行する。

(別紙)

福岡空港運営検討協議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	委員名	所属
会長	河部 浩幸	(株) 九電工相談役 (福岡県総合計画審議会会長)
委員	加藤 一誠	日本大学経済学部教授 (交通政策審議会航空分科会基本政策部会委員)
	嶋津 祐一	(株) 日本政策投資銀行九州支店長
	善 功企	九州大学大学院工学研究院特任教授 (元福岡空港技術検討委員会委員長)
	高木 直人	福岡経済同友会 常任幹事・事務局長
	高橋 誠	九州観光推進機構 理事兼事業本部長
	中川 正裕	(一社) 九州経済連合会 専務理事
	部谷 由二	西日本鉄道(株) 取締役専務執行役員
	前川 道隆	福岡県商工会議所連合会 (福岡商工会議所副会頭)
	森本 廣	(公財) 九州経済調査協会理事長
	江口 勝	福岡県企画・地域振興部長
	重光 知明	福岡市経済観光文化局長